

管理コード	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	プロシエク名	管理提案番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係官庁
050010	行政書士の「紛争性のない契約締結代理業務」の明確化	弁護士法第72条、第77条第3号	弁護士でない者は、報酬等を得る目的で他人の法律事件に関する法律事務を取り扱うことを業としてはならない。また、その違反者には刑罰が科される。	行政書士の「紛争性のない契約締結代理業務」を、行政書士法に「行政書士は契約の締結の理若しくは媒介を行い、若しくはこれに関する相談に応じることができる。」と定める。	行政書士法第1条の3第2号「行政書士が作成することができる契約その他に関する書類を代理人として作成することについて、経済省の公権解新として、直接契約代理を行政書士の業務として位置づけるものではないが、行政書士が業態として契約代理を行い得るという意味を含むものであると解される。」(総務省行政課二稿時期「行政書士法の一部改正について」地方自治046号95頁2001年)とある。 「行政書士の紛争性のない契約締結代理業務」を明確にするため、行政書士法に「紛争性のない契約締結代理業務」を規定すべきである。 弁護士の「紛争性のない契約締結代理業務」は、弁護士法第4条第3項に規定されており、参考となる。 「紛争性のない契約締結代理業務」は弁護士法第72条に抵触しない。	C	I	弁護士法第72条が弁護士による他人の法律事務への介入を禁じている趣旨は、そのような行為が当事者その他関係人らの利益を害し、法律秩序を害するおそれがあるからである。この趣旨からすれば、厳格な資格要件が設けられ、かつ、その職務の従事適正な遂行のための必要な措置に資すべきものとされるなど、法律専門性としての能力が徹底的に担保を要するものの認められる。 「制度の趣旨が必ずしも明らかでないが、但し、契約に係る法律事務の取扱いを兼して行うことを意味するものであれば、当該業務については、契約の種類・内容が多種多様であることのみならず、当該業務が当事者及び利害関係人の利益に重大な影響を及ぼすものであることから、幅広い法律分野に関する法律専門知識・能力及び高度の倫理が必要とされる。 したがって、弁護士と同程度の法律知識・能力及び倫理が担保されることなく、弁護士以外の者について当該業務を行うことを認めることは相当でない。	右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	弁護士法第72条は非弁護士による「紛争性ある法律事務」を禁止している。「紛争性のない契約締結代理業務」は非弁護士法第72条の規制対象ではない。 行政書士には行政書士試験(統法等法科科目が出題)により能力担保がなされており、行政書士法や行政書士倫理等により倫理に関する措置もなされている。行政書士には「紛争性のない契約締結代理業務」を行う適格性がある。	C	I	原回答のとおりであるが、一般論としては、即座後の契約締結代理が弁護士法第72条に該当する法律事件に関する法第72条に規定する法律事件には、非弁護士は非弁護士以外の者が当該代理業務とすることが禁止されているところである。	右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	契約締結代理業務には「紛争性あるもの」と「紛争性ないもの」がある。「紛争性あるもの」は通常、「裁判外和解代理業務」といわれ、弁護士法第72条の規制対象である。一方、「紛争性ないもの」は非弁護士法第72条の規制対象ではない。 「行政書士が業態として契約代理を行い得る」との意味を含むものであると解される。」との総務省の公権解新があるが、国民には解りにくい。「紛争性のない契約締結代理業務」を行政書士法に規定・明文化することにより、国民が安心して行政書士に依頼できるよくなり、国民の利便性が向上する。	C	I	前回回答したとおりである。		0 0 0 1 0 2 0	個人	香川県	総務省 法務省
050020	行政書士への行政不服審査代理権の付与	弁護士法第72条、第77条第3号	弁護士でない者は、報酬等を得る目的で他人の法律事件に関する法律事務を取り扱うことを業としてはならない。また、その違反者には刑罰が科される。	行政書士へ行政不服審査代理権を付与する。	政府規制改革会議が決定した「更なる規制改革の推進に向けて～今後の改革課題～(平成21年12月4日)」に「行政書士への行政不服審査代理権の付与」が明示されている。 行政書士は「官公署提出書類作成・提出手続代理」を行う行政手続の専門家であり、行政不服申立てに関しても、不服申立書等作成は、現行法上、行政書士業務とされている。(兼子に東京都立大学名誉教授「行政書士法コンメンタール」25頁・2004年)。一貫して関与してきた事情に詳しい行政書士が、現行法上の不服申立書等作成・提出手続代理にとどまらず、引き続き行政不服審査手続代理を行うことで、国民の権利保護や利便性の向上に資することができる。 行政書士以外の候補法律専門職種(司法書士、土地家屋調査士、税理士、弁理士、社会保険労務士)は、その任用試験科目に行政手続法や行政不服審査法が出題されていないにもかかわらず、すでに一定の行政不服審査手続代理が認められている。一方、行政書士試験科目には行政手続法や行政不服審査法、行政事件訴訟法が収録されており、行政書士には行政不服審査手続代理を行う十分な法律知識・専門的能力が備わっているにもかかわらず、未だに行政書士に行政不服審査手続代理が認められていないのは不合理である。	C	I	「規制改革推進のための3か年計画(再改定)」(平成21年3月31日閣議決定)の踏まえ、右の提案主体からの意見について再度検討し回答された。 行政書士には行政書士試験(行政法等法科科目が出題)により能力担保がなされており、行政書士法や行政書士倫理等により倫理に関する措置もなされている。行政書士には行政不服審査手続代理業務を行う適格性がある。	御意見も踏まえ、規制改革推進のための3か年計画(再改定)(平成21年3月31日閣議決定)にのっとり、引き続き検討してまいります。	再検討要請において、「閣議決定」にのっとり、引き続き検討してまいります」と回答のあったことであるが、これまでの検討内容・経緯及び今後の検討スケジュールについて明示されたい。	C	I	これまでも要望が提出された際には、「規制改革推進のための3か年計画(再改定)」(平成21年3月31日閣議決定)を踏まえ、検討してきたところである。なお、今後の具体的な検討スケジュールは未定である。	0 0 0 1 0 3 0	個人	香川県	総務省 法務省						